# 文京区精神障害者グループホーム運営費補助金交付要綱

13文保保第125号平成13年 6月15日区長決定 16文保保第 57号平成16年 4月20日 改正 19文保保第146号平成19年11月16日 改正 23文保予第481号平成23年 9月30日 改正 24文保予第819号平成25年 3月25日 改正 27文保予第609号平成27年 4月 1日 改正 28文保予第1290号平成29年 3月31日 改正 30文保予第1084号平成30年12月28日 改正 2020文保予第2257号令和2年12月 4日 改正 2021文保予第2377号令和3年 4月 1日 改正 2024文保予第 15号令和6年4月1日 改正

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人等(以下「法人等」という。)が設置運営する精神障害者グループホームの運営に要する経費の一部を補助することにより、精神障害者の地域社会における生活の場を確保し、その自立と社会参加を促進することを目的とする。

(通則)

第2条 精神障害者グループホームに対する運営費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、この要綱に定めるもののほか、文京区補助金等交付規則(昭和49年12月文京区規則第44号)に定めるところによる。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第36条第1項の規定に基づく東京都知事又は八王子市長による指定を受けたグループホームとする。

(補助対象経費)

- 第4条 区長は、法第5条第17項に規定する共同生活援助を実施するグループホームの安定的 な運営を図るため、東京都障害者グループホーム支援事業取扱要領(20福保障居第3985 号。以下「要領」という。)に基づき、当該グループホームの運営に係る経費の一部を補助する。
- 2 前項に規定するもののほか、区長は、要領第2条第1号に規定する滞在型グループホームに対し、要領第12条第2号の規定の例により補助金の交付を行う。

(補助金の額の算定)

第5条 補助金の額の算定については、別表1及び別表2に定めるとおりとし、予算の範囲内を 限度とする。

(補助の条件)

- 第6条 要領第3条第1号、第2号、第6号及び第7号に規定する助成は、助成の対象となるグループホームごとに、次の各号の条件をいずれも満たしている場合に補助するものとする。
  - (1) 福祉サービス第三者評価の受審
    - ア 福祉サービス第三者評価を3年に1回受審すること。この場合において、3年の起算日 (以下「起算日」という。)は、最後に福祉サービス第三者評価の受審(以下「受審」とい う。)を完了した月の翌月1日とする。

- イ アの規定は、平成30年4月1日以降新たに指定(指定更新を除く。)を受けたグループ ホームについては、指定日から3年間は適用しない。
- ウ 受審が完了せずに3年を経過した場合は、起算日から3年を過ぎた月から受審が完了した月までのサービス提供分について、助成を受けることができない。

## (2) 外部研修等受講

- ア 助成を受けようとする年度の前年度に、グループホーム全体で一定数以上の世話人又は 生活支援員が、当該グループホームを運営している法人以外の者による外部研修等を受講 すること。この場合において、「一定数以上」とは、事業年度の前年度の4月1日時点のグ ループホームの定員数を30で除した数(小数点以下切上げ)とし、また、「外部研修等」 とは、運営法人以外の者が、当該グループホームの事業所外又は事業所内で実施する研修 であり、主として障害理解に関する内容の研修とする。
- イ アの規定は、平成30年4月1日以降新たに指定(指定更新を除く。)を受けたグループ ホームについては、指定日を含む年度及びその翌年度は適用しない。
- ウ アの規定を満たさない場合は、翌年度のサービス提供分について助成を受けることができない。
- ※ グループホーム運営事業者は、ユニットごとに、勤務している世話人又は生活支援員の うち一人以上が、年に1回以上外部研修等を受講するよう努めること。
- (3) 書類の保存

グループホームは、第1号及び第2号に係る書類を5年間保存し、区から求めがあった場合は、これを速やかに提出すること。

(補助金の請求)

第7条 補助金の助成を受けようとする法人等は、月を単位として運営費等請求書に関係書類を 添えて、区長に提出しなければならない。

(補助金の支出)

第8条 区長は、前条の規定により提出された請求書を審査し、適当であると認めたときは、補助金を毎月支出するものとする。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 目

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。 付 則
- この要綱は、決定の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。 付 則
- この要綱は、決定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。 付 則
- この要綱は、決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。 付 則
- この要綱は、決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

東京都障害者グループホーム都単価表 (運営費の助成) (令和6年4月1日~)

(単位:円) 日額単価 類型 障害支援区分等 区分 加算 1級地 2級地 3級地 4級地 5級地 6級地 7級地 その他 第7条(2)ア、イ、ウ 区分6 2, 140 1,706 1,922 1,977 2,248 2,465 2,628 2,790 1,779 区分5 1.564 1,992 2, 164 2, 292 2,420 1,906 1,736 2, 120 1,397 2,011 区分4 1,542 1,578 1,687 1,759 1,903 I 4 区分3 1, 147 1,266 1, 295 1,384 1,444 1,563 1,652 1.740 対 区分2 1, 139 1,224 1, 244 1,308 1,350 1,434 1,497 1,560 1 区分1以下 187 266 285 344 384 462 521 580 相 個人ホームヘルプ(区分5) 0 134 228 320 0 10 当 III 個人ホームヘルプ (区分4) 107 219 248 333 389 502 587 670 第7条(2)エ、オ、カ I 4, 190 区分2以上 4, 190 4, 190 4, 190 4, 190 4, 190 4, 190 4, 190 Ш 3,040 3,040 3,040 3,040 3,040 3,040 3,040 区分1以下 3,040 第7条(2)ア、イ、ウ 区分6 1,375 1,575 1,626 1,777 1,878 2,079 2,230 2, 380 1,734 1,617 1,812 区分5 1,423 1,579 1,967 2,083 2,200 II 1,267 1,428 1,525 1,589 1,717 区分4 1,396 1,813 1,910 5 区分3 959 1,064 1,089 1, 168 1,220 1,324 1,480 1,402 対 1, 102 区分2 963 1,033 1,050 1, 137 1,206 1,258 1,310 1 区分1以下 199 279 360 424 520 263 328 472 相 個人ホームヘルプ(区分5) 当 0 0 0 0 29 110 IV 個人ホームヘルプ (区分4) 0 109 182 85 230 326 470 399 第7条(2)エ、オ、カ II 区分2以上 3,480 3,480 3, 480 3, 480 3,480 3,480 3,480 3,480 Ľ IV 区分1以下 2,530 2,530 2,530 2,530 2,530 2,530 2,530 2,530 2 第7条(2)ア、イ、ウ 包 2,424 括 区分6 1,947 1,995 2, 138 2,233 2,567 1,757 2,710 型 区分5 1,806 1,951 1,987 2,096 2, 168 2,313 2,421 2,530 区分4 1,650 1,768 1,798 1,886 1,945 2,064 2, 152 2,240 1,555 1,649 区分3 1,319 1,413 1, 437 1,507 1,720 1,790 1,461 1,610 区分2 1,312 1,431 1,520 1,371 1, 387 1,565 対 区分1以下 558 626 667 694 749 790 830 613 1 個人ホームヘルプ(区分5) 51 149 197 295 367 440 0 個人ホームヘルプ (区分4) 372 458 479 543 586 672 737 800 区分2以上 3,480 3,480 3,480 3,480 3,480 3,480 3,480 3,480 区分1以下 2,530 2,530 2,530 2,530 2,530 2,530 2,530 2,530 第7条(2) ア、イ、ウ 区分6 1.311 1,539 1,596 1,767 1,881 2, 109 2,280 2,450 区分5 2, 120 1,216 1,397 1,443 1,578 1,668 1,849 1,985 区分4 1.096 1,249 1, 287 1,402 1,479 1,632 1,746 1,860 体 区分3 729 859 891 990 1,055 1, 185 1,283 1,380 験 区分2 849 941 964 1,034 1,080 1,172 1,241 1,310 区分1以下 0 0 5 70 114 200 265 330 第7条(2)エ、オ、カ 4, 190 4, 190 4, 190 区分2以上 4, 190 4, 190 4, 190 4, 190 4, 190 区分1以下 3,040 3,040 3,040 3,040 3,040 3,040 3,040 3,040

-	配置	人員配		war also also less over all and			都力	算	額上	并 価			
類型	区分	置体制 加算	重体制		障害支援区分等	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
	375		第	7条(2)ア、イ、ウ								į.	
	4			区分2以上	1,383	1,461	1, 480	1,538	1,577	1,654	1,712	1,77	
	対1相当	Х		区分1以下	233	311	330	388	427	504	562	62	
		m	第	7条(2)エ、オ、カ				33		**	30	2 10	
				区分2以上	4, 190	4, 190	4, 190	4, 190	4, 190	4, 190	4, 190	4, 19	
			-233	区分1以下	3,040	3,040	3, 040	3,040	3,040	3,040	3,040	3, 04	
	5対1相当		第	7条(2)ア、イ、ウ	1500 800018 30								
			28	区分2以上	1, 184	1, 247	1, 263	1,310	1,342	1,405	1,453	1,50	
外		X	000	区分1以下	234	297	313	360	392	455	503	55	
外部サ		IV	第	7条(2)エ、オ、カ	X3		0 10171100						
サ			52650	区分2以上	3, 480	3,480	3, 480	3,480	3,480	3,480	3, 480	3, 48	
F			170	区分1以下	2,530	2,530	2, 530	2,530	2,530	2,530	2,530	2, 53	
ス			第	7条(2)ア、イ、ウ	200		3 56	99			2 - 1 - 2		
				区分2以上	1,508	1,563	1,576	1,617	1,644	1,699	1,740	1,78	
利用型	6 対	1		区分1以下	558	613	626	667	694	749	790	83	
型	1	1	第	7条(2)エ、オ、カ	20 0	2. 25	8 8	5 905		33 9	8 8		
		\		区分2以上	3, 480	3,480	3, 480	3,480	3, 480	3,480	3, 480	3, 48	
				区分1以下	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2, 53	
	体験	1	第	7条(2)ア、イ、ウ	5000000000	a market	500000000	0.00.511100	CHARLES CO.	eld helinologica		0 (6/30)	
		\	95	区分2以上	1,047	1, 133	1, 155	1,220	1,264	1,350	1,415	1, 48	
			288	区分1以下	0	0	5	70	114	200	265	33	
		1	第	7条(2)エ、オ、カ	X3:								
		1	5.00	区分2以上	4, 190	4, 190	4, 190	4, 190	4, 190	4, 190	4, 190	4, 19	
		N	380	区分1以下	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3, 04	

200000	配置	人員配		- 1000000000000000000000000000000000000			都力	1 算 1	到 額 1	单 価		
類型	区分	置体制 加算		障害支援区分等	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
- 19		× 3	第7	第7条(2)ア、イ、ウ								
		V	12	《分6	1,543	1,765	1,819	1,986	2,097	2,318	2,484	2,650
			12	区分5	1,309	1,487	1,532	1,665	1,755	1,933	2,067	2, 200
		VII	[2	区分4	1,188	1,339	1, 377	1,489	1,564	1,714	1,827	1,940
	3 対 1 相	8 -	5	区分3	1,912	2,010	2,034	2, 108	2, 156	2,255	2,328	2, 40
		XIII	12	区分 2	1,696	1,766	1,782	1,834	1,869	1,937	1,989	2, 04
		VII	5	区分1以下	627	694	710	761	794	860	910	96
	当	XI IX	1	員人ホームヘルプ(区分5)	128	125	124	121	119	177	269	36
		XI .	- 6	員人ホームヘルプ(区分4)	177	287	315	399	454	564	647	73
		IX V VI XI V	第7								. 9	
			-	区分2以上	4, 190	4, 190	4, 190	4, 190	4, 190	4, 190	4, 190	4, 19
			<u> </u>	(分1以下	3, 040	3, 040	3, 040	3, 040	3,040	3,040	3, 040	3, 04
	$\vdash$	© 3	-	条(2)ア、イ、ウ	0,010	0,010	0,010	0,010		0,010	0,010	0,01
		VI		公分6	1,555	1,775	1,831	1, 997	2, 108	2,328	2, 494	2,66
		, v1	I 1	(分5	1, 309	1, 487	1, 532	1, 665	1,755	1,933	2,066	2, 20
		VII	I 1	X分4	1, 188	1, 339	1, 377	1, 489	1,564	1,715	1,828	1, 94
	4	9704	<u> </u>	(分3	1, 820	1, 920	1, 945	2, 020	2,070	2, 170	2, 245	2, 32
	対 1相当	39		X分 2	1, 510	1, 585	1, 603	1, 659	1,696	1,770	1, 825	1, 88
H		VIII		TEL T.		-,			,			
中		N.	+ F	区分1以下	557	627	643	695	729	798	849	90
サー		XII X		男人ホームヘルプ(区分5)	116	113	112	110	108	166	258	35
E				別人ホームヘルプ(区分4)	177	287	315	398	454	564	647	73
ス		x vi	第7	<del> </del>	- 1	2 S	- 3	7400000	N 3	5 27.722.2	3	1
ス支援		XII VIII	I	《分2以上	3, 480	3,480	3, 480	3, 480	3, 480	3,480	3, 480	3, 48
援		70,		《分1以下	2, 530	2, 530	2, 530	2,530	2,530	2,530	2,530	2, 53
型		1		条(2)ア、イ、ウ (分6	1, 246	1, 451	1, 502	1, 656	1, 759	1,963	2, 117	2, 27
		\		X分5	1, 202	1, 365	1, 404	1, 525	1, 606	1,768	1, 889	2, 21
		1		公分4	1,070	1, 205	1, 237	1, 338	1,406	1,539	1,639	1, 74
	-	1		(分3	1,609	1, 695	1, 717	1, 781	1,825	1, 911	1,976	2, 04
	5 対 1	1		区分2	1,287	1,349	1, 363	1,409	1,439	1,500	1,545	1,59
		1	12	区分1以下	536	591	604	645	673	727	769	81
		1	1	人ホームヘルブ (区分5)	104	101	100	99	97	94	92	14
		1	第7	<ul><li>風人ホームヘルプ(区分4)</li><li>条(2)エ、オ、カ</li></ul>	162	158	157	225	273	367	439	51
		1		条 (2) エ、オ、カ C分 2 以上	3, 480	3, 480	3, 480	3, 480	3, 480	3,480	3, 480	3, 48
		١ ١		X分1以下	2, 530	2, 530	2, 530	2, 530	2,530	2,530	2, 530	2, 53
				条(2)ア、イ、ウ	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,00
		\		区分6	1, 189	1, 394	1, 446	1,601	1,705	1,911	2,066	2, 22
		1	12	《分5	1, 191	1,354	1, 393	1,515	1,596	1,757	1,879	2,00
	体験	1		₹分 4	1,070	1, 205	1, 238	1, 338	1,405	1,539	1,639	1,74
		1		<u>公分3</u>	1,817	1,898	1,918	1, 978	2,019	2, 100	2, 160	2, 22
		1		X分2	1,613	1,664	1, 677	1,716	1,742	1,793	1,832	1, 87
		1	第7	<ul><li>公分1以下</li><li>条(2)エ、オ、カ</li></ul>	698	749	701	798	824	874	912	95
		1		宋 (2) エ、A、A 《分2以上	4, 190	4, 190	4, 190	4, 190	4, 190	4, 190	4, 190	4, 19
		1		分1以下	3, 040	3, 040	3, 040	3, 040	3, 040	3, 040	3, 040	3, 04

### 東京都障害者グループホーム都単価表 (運営費以外の助成)

### 〇加算 (単価/日額)

項目	金 額	摘 要
通過型加算	800円	自立生活支援加算 (Ⅲ) との併給は不可
夜間加算	991円	_
精神科医療連携体制加算	330円	平成31年1月1日から適用

○家賃助成 (滞在型に入居している知的障害者、身体障害者又は難病患者等に限る。)

Ü	/ 35、夏 <i>科//</i> (X	(個江田に)/場 たくん の知的法	61、分中屋台1人は魅的心1分に収り。/
	区分	入居者の所得額	摘 要
	1	月額73,000円 未満	月額24,000円 ただし、家賃の額が24,000円を下回る場合は、当該家 賃の額とする。 なお、法第34条第1項に規定する特定障害者特別給付費の 支給対象となる人居者にあっては、上記金額から特定障害者特別給付費を控除した額を限度とする。
	2	月額73,000円 以上 97,000円 未満	月額12,000円 ただし、家賃の額が12,000円を下回る場合は、当該家 賃の額とする。 なお、法第34条第1項に規定する特定障害者特別給付費の 支給対象となる入居者にあっては、上記金額から特定障害者特別 別給付費を控除した額を限度とする。

<sup>※</sup>所得基準等は別表3による。

#### ○施設借上費(精神障害者又は通過型の入居者に限る。)

施設借上費額	摘 要
月額 69,800円 ただし、家實の額が69,800円を下回る場合は、 当該家實の額とする。 なお、法第34条第1項に規定する特定障害者特別給 付費の支給対象となる入居者にあっては、上配金額から 特定障害者特別給付費を控除した額を限度とする。	<ul><li>① 入居者の居住する居室の家賃、更新料及び礼金</li><li>② 生活保護対象者の住宅挟助は除く。</li></ul>

#### 〇施設借上費(通過型に限る。)

施設借上費額	摘 要
月額 69,800円	<ol> <li>入居者が退去した居室の家賃、更新料 及び礼金</li> <li>交流室(1室)の家賃、更新料及び礼金</li> </ol>

○開設準備経費(主たる対象が精神障害者であるグループホームに限る。)

基準額	摘 要	
	<ul><li>○開設に必要な備品の購入費</li><li>○備品購入に伴う設備工事費</li><li>※授護の実施者は、グループホームが所在する市町村とする。</li></ul>	